

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年10月14日

1. 執行機関の別	2:教育委員会 ▼
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	銚子市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 独自利用事務の対象者	児童生徒の保護者
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和4年9月29日
8. 保護評価の実施の有無	2:無 ▼
9. 評価書番号	
10. 保護評価書の名称	
11. 保護評価書のURLリンク	
12. 委任関係	▼

執行機関名 銚子市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		銚子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第4の項  小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四百四十四号)第1条	銚子市特別支援教育就学奨励費支給要綱(令和4年教育委員会告示第15号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が(特別支援学校に就学する児童又は生徒)について行う必要な援助を規定し、もってこれらの学校における(教育の普及奨励)を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、銚子市立小学校若しくは銚子市立中学校(以下「小中学校」という。)に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。)第22条の3に規定する(障害の程度に該当する児童若しくは生徒)(以下「児童等」という。)又は(特別支援学級へ就学する児童等)の保護者に対し、就学に要する経費の一部について、市が予算の範囲内で特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)を支弁することにより、経済的負担を軽減し、(特別支援教育の普及奨励)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		銚子市特別支援教育就学奨励費支給要綱(令和4年教育委員会告示第15号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 2 号	銚子市特別支援教育就学奨励費支給要綱第7条第2項
②事務の内容	特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務	銚子市特別支援教育就学奨励費支給要綱第5条第1項の就学奨励費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 2 号ロ	銚子市特別支援教育就学奨励費支給要綱第7条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

備考	
----	--